広島市告示（安佐南区）第１０６号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ３ 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月２３日から同年１１月６日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松 井　　一 實

道路の種 類	路線名	供 用 開 始 区 間	供 用 開 始 の 期 日
市 道	安佐南２区 ４０号線	安佐南区東野三丁目 １４１９番地１地先から 安佐南区東野三丁目 １４２０番地４地先まで	令和８年１０月２３日